

# 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案の概要

平成27年12月

## 1. 目的

条例の制定目的を規定します。

(例) 地場産業の水準の維持・向上と地場産品の需要の拡大を図る。

## 2. 定義

近江の地場産業、近江の地場産業事業者、近江の地場産品の用語を定義します。

## 3. 基本理念

条例の制定目的を達成するための基本的な考え方を規定します。

## 4. 責務・役割・連携

基本理念を踏まえて、関係する各主体の責務・役割・連携を規定します。

(例) 県の責務、近江の地場産業事業者の役割、県民の役割、関係者との連携

## 5. 基本指針の策定

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を推進するため、基本指針の策定について規定します。

## 6. 近江の地場産業および近江の地場産品の振興を図るための施策の推進

近江の地場産業および近江の地場産品の振興を図るための基本的な施策について規定します。

(例) 近江の地場産品の需要の拡大、近江の地場産業事業者の経営基盤の強化、近江の地場産業事業者の新商品の開発等、担い手人材の確保・育成・資質の向上、顕彰、普及啓発、調査分析、実施状況の公表、推進体制の整備

## 7. その他

その他、近江の地場産業および近江の地場産品の振興を図るために必要な事項について規定します。

(例) 財政上の措置